



平成24年5月17日

ホテル・旅館等の緊急一斉立入検査の実施について

1 趣旨

平成24年5月13日早朝に広島県福山市で発生したホテル火災において、死者7名及び負傷者3名が発生しました。このことを受けて、東京消防庁では同種対象物の防火安全対策の徹底を図るため、本部庁舎予防部に「ホテル・旅館等特別査察推進本部」を設置し、下記の通り一斉立入検査を実施します。

2 実施期間

平成24年5月15日（火）から平成24年8月14日（火）まで

3 実施対象物

- (1) 次の条件を全て満たす防火対象物で、3階以上（地階を除く。）かつ収容人員30人以上のもの
 - ア 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの（消防法施行令別表第1の(5)項イに該当する対象物）
 - イ 昭和46年以前に新築されたもの
- (2) ホテル・旅館等で「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の規定に該当する防火対象物
- (3) 前(2)以外のホテル・旅館等のうち、前(2)に類似した使用形態を有する防火対象物

4 立入検査の着眼点

別紙を参照してください

5 その他

- (1) 立入検査実施時の取材につきましては、現在、調整中です。
- (2) 実施結果については、後日、発表する予定です。

問合せ先

東京消防庁(代)	電話	3212-2111
査察課機動査察係	内線	4962、4964
広報課報道係	内線	2345~2350

立入検査における主な検査項目

- 1 所有者、事務所（用途）変更等に伴い防火管理者選解任届が出されているか。甲種防火管理再講習を定期的に受講しているか。
- 2 所有者、事務所（用途）変更等に伴い消防計画の作成、届出がされているか。
- 3 消火・避難訓練等が計画的に実施されているか。
- 4 消防計画で定める自主検査が実施されているか。
- 5 共同防火管理協議事項が届出されているか。
- 6 防火対象物点検結果が報告されているか。虚偽の報告、紛らわしい点検表示又は特例認定表示がないか。
- 7 避難施設等で危険物等の貯蔵、取扱いをしていないか。
- 8 階段、廊下、避難口等に避難障害となる物件等がないか。
- 9 階段、廊下、避難口等の防火戸等が物件等により閉鎖、作動障害となっていないか。
- 10 用途変更、増築、改修工事等により消防用設備等が未設置、一部未設置となっていないか。
- 11 消防用設備等や消火活動上必要な施設に操作障害、使用障害がないか。
- 12 消防用設備等の電源遮断や自動火災報知設備の音響停止がないか。
- 13 消防用設備等の点検結果が報告されているか。
- 14 火気使用設備等の不備による出火危険がないか。